

熊本労働局発表
令和4年12月23日(金)
14:00 解禁

報道関係者 各位

【照会先】
熊本労働局 職業安定部 職業対策課
課長 中田 順士
障害者雇用担当官 中村 敏
(電話) 096-211-1704

令和4年 障害者雇用状況の集計結果

熊本労働局（局長 新田 峰雄）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和4年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率。民間企業の場合は2.3%。）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、厚生労働省が障害者の雇用義務がある事業主などに報告を求めているものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率2.3%）

- 雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新。
 - ・ 雇用障害者数は4,756.5人と前年より2.2%増加。また、実雇用率は2.47%（前年比0.06ポイント上昇）。
 - ・ 法定雇用率達成企業の割合は57.3%（前年比0.8ポイント増加）。

＜公的機関＞（同2.6%。都道府県等の教育委員会は2.5%。）※（ ）は前年の値

- 県の機関、市町村の機関の雇用障害者数、実雇用率とも前年を上回る。教育委員会については、雇用障害者数、実雇用率とも前年を下回る。
 - ・ 県の機関：雇用障害者数157.5人（152.0人）、実雇用率2.92%（2.82%）
 - ・ 市町村の機関：雇用障害者数519.5人（512.0人）、実雇用率2.49%（2.47%）
 - ・ 教育委員会：法定雇用率2.5%が適用される熊本県・熊本市
雇用障害者数371.5人（382.5人）、実雇用率2.74%（2.83%）

＜特殊法人＞（同2.6%）※（ ）は前年の値

- 雇用障害者数は対前年で上回り、実雇用率は対前年を下回る。
 - ・ 雇用障害者数90.5人（90.0人）、実雇用率2.79%（2.81%）

【熊本労働局の対応】

このような状況を踏まえ、熊本労働局においては、次のとおり指導の一層の強化を図ることとします。

◎ 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用率を達成すべき立場にあることから、未達成の機関は、障害者採用計画通報書を作成することとされており、当該採用計画の着実な推進を図るためのヒアリング実施、労働局幹部職員による機関のトップに対する指導等を行います。

◎ 民間企業に対する法定雇用率達成に向けた指導の強化を図っており、指導基準に基づき、当該企業を管轄する公共職業安定所長から障害者雇入れ計画の作成を命じました。

当該雇入れ計画の着実な推進及び効果的な達成を図るため、不足数の多い企業に対しては、労働局幹部職員による指導等を実施します。

特に、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）及び障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）を重点指導対象とし、トライアル雇用等、各種助成金制度・雇用支援策の活用等による障害者雇用の促進を図ります。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は4,756.5人で、前年より2.2%増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は2,746.5人（対前年比2.1%減）、知的障害者は1,203.5人（同6.6%増）、精神障害者は806.5人（同12.1%増）と、身体障害者を除いて前年より増加した。
- ・ 実雇用率は2.47%（前年は2.41%）と0.06ポイントの上昇となった。また、法定雇用率達成企業の割合は57.3%（同56.5%）と0.8ポイントの上昇となった。

【詳細表 I－1】

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5人～100人未満、100人～300人未満、300人～500人未満で前年より増加し、500人～1,000人未満、1,000人以上の規模の規模で前年より減少した。
- ・ 実雇用率については、43.5人～100人未満、100人～300人未満、300人～500人未満、500人～1,000人未満の規模で前年を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合については、43.5人～100人未満、100人～300人未満、300人～500人未満、500人～1,000人未満の規模で前年を上回った。

【詳細表 I－2】

○ 産業別の状況

- ・ 産業別における雇用されている障害者の数は、「医療・福祉」の1,714.0人（前年比65.0人増加）が最も多く、「製造業」の1,086.0人（前年比18.5人増加）、「卸売業、小売業」600.5人（前年比21.0人増加）と続いている。
- ・ 実雇用率については、「生活関連サービス業、娯楽業」（3.40%）、「医療・福祉」（3.18%）、「運輸業・郵便業」（2.81%）、「宿泊業、飲食サービス業」（2.48%）において民間企業全体の2.47%を上回っている。
なお、「情報通信業」（1.38%）、「教育・学習支援業」（1.74%）、「金融業・保険業」（1.75%）、「不動産業、物品賃貸業」（1.80%）などにおいて法定雇用率（2.3%）を下回っている。

【詳細表 I－3】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和4年の法定雇用率未達成企業は564社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、405社と71.8%を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、326社と未達成企業に占める割合は、57.8%となっている。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.6%）

熊本県の機関に在籍する障害者の数は157.5人（前年152.0人）、実雇用率については2.92%（前年2.82%）でともに前年を上回った。

【総括表1（1）・詳細表II-1・III-1】

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.6%）

市町村の機関に在籍する障害者の数は519.5人（前年512.0人）、実雇用率については2.49%（前年2.47%）であり、障害者の数、実雇用率ともに前年より増加した。

63機関中42機関が達成している。

【総括表1（2）・詳細表II-2・III-2・3】

(3) 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会

法定雇用率2.5%が適用される教育委員会に在籍する障害者の数は371.5人（前年382.5人）、実雇用率については2.74%（前年2.83%）であり、ともに前年を下回ったが、2機関とも法定雇用率を達成している。

【総括表1（3）・詳細表II-3・III-4】

(4) 特殊法人（法定雇用率2.6%）

特殊法人に雇用されている障害者の数は90.5人（前年90.0人）、実雇用率については2.79%（前年2.81%）であり、障害者の数は前年を上回り、実雇用率は下回ったが、3機関とも法定雇用率を達成している。

【総括表2・詳細表II-4・III-5】

【 総括表 】

1 地方公共団体における在職状況

(1) 熊本県の機関（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
熊本県の機関	5,399.5人	157.5人	2.92%	4 / 4	100.0%
	(5,392.0人)	(152.0人)	(2.82%)	(4 / 4)	(100.0%)

(2) 市町村（教育委員会含む）の機関（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	20,892.0人	519.5人	2.49%	42 / 63	66.7%
	(20,693.0人)	(512.0人)	(2.47%)	(47 / 63)	(74.6%)

(3) 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
法定雇用率2.5%の機関	13,557.0人	371.5人	2.74%	2 / 2	100.0%
	(13,523.0人)	(382.5人)	(2.83%)	(2 / 2)	(100.0%)

2 特殊法人等における雇用状況（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
特殊法人等	3,249.0人	90.5人	2.79%	3 / 3	100.0%
	(3,207.0人)	(90.0人)	(2.81%)	(3 / 3)	(100.0%)

注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 2の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者・知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度障害者以外の身体及び知的並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、平成30年4月1日から、精神障害者である短時間労働者については、雇入れから3年以内又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の場合、令和5年3月31日までの間は、0.5人とカウントするところ、1人とカウントを行う。

4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 () 内は、令和3年6月1日現在の数値である。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | |
|---------------|---|
| ○ 民間企業 | 一般の民間企業 2.3% |
| | (43.5人以上規模の企業) |
| | 特殊法人等 2.6% |
| | (労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等) |
| ○ 国、地方公共団体 | 2.6% |
| | (38.5人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2.5% |
| | (40人以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、雇入れから3年以内又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の場合、0.5人とカウントするところ、1人とカウントを行う。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告（毎年6月1日の状況）

(障害者雇用促進法 第43条第7項)

雇入れ計画作成命令（2年計画）

翌年1月を始期とする2年間の計画（※）を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（同法第46条第1項）

雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画1年目12月）（同法第46条第6項）

特別指導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に9か月間）

企業名の公表

(同法第47条)

注：不足数の特に多い企業等については、当該企業の幹部に対し、労働局幹部による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和3年度の実績
 - *「雇入れ計画作成命令」の発出 8社
 - 雇入れ計画を実施中の企業 14社（3年度末現在）

(空白)

【 詳細表 】

令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況

〈 目 次 〉

I 民間企業における雇用状況

1 概要	
(1) 民間企業の概要	1 0
(2) 障害種別雇用状況	1 0
2 企業規模別の雇用状況	
(1) 概要	1 1
(2) 障害種別雇用状況	1 1
3 産業別の雇用状況	
(1) 概要	1 2
(2) 障害種別雇用状況	1 3
(3) 製造業における雇用状況（概要）	1 4
(4) 製造業における障害種別雇用状況	1 5
4 民間企業における雇用状況の推移	1 6

II 地方公共団体等における在職状況

1 熊本県の機関	1 7
2 市町村の機関	1 7
3 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会	1 8
4 特殊法人等	1 8
5 地方公共団体等における障害種別雇用状況	1 9

III 公的機関等の状況

1 熊本県の機関	2 0
2 市町村の教育委員会	2 0
3 市町村の機関	2 1
4 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会	2 2
5 特殊法人等	2 2

I 民間企業における雇用状況

1 概要

(1) 民間企業の概要

① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定の 基礎とな る労働者 数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合	
		A. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者	B. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 である短 時間労働 者	C. 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者	D. 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短时 間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$				
企業 1,321 (1,325)	人 192,544.5 (192,911.5)	人 822 (821)	人 188 (191)	人 2,623 (2,429)	人 603 (785)	人 4,756.5 (4,654.5)	人 471.0 (386.5)	% 2.47 (2.41)	企業 757 (749)	% 57.3 (56.5)

注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとして③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとして③E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分としてカウントしている。

3 ③A欄・C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③B欄・D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成29年6月2日以降に採用された者であること。

②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること。

5 ③D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 ③F欄の「うち新規雇用分」とは、令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

7 () 内は、令和3年6月1日現在の数値である。

(2) 障害種別雇用状況

① 障害者 の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
	A. 重度身 体障害 者	B. 重度身 体障害 者	C. 重度以 外の身 体障害 者	D. 重度以 外の身 体障害 者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち 新規 雇用 分	A. 重度知 的障害 者	B. 重度知 的障害 者	C. 重度以 外の知 的障害 者	D. 重度以 外の知 的障害 者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち 新規 雇用 分	C. 精神 障害 者	D. 精神 障害 者	E. 計 $C + D \times 0.5$	F. うち 新規 雇用 分
人 4,756.5 (4,654.5)	人 724 (730)	人 145 (140)	人 1,069 (1,125)	人 169 (163)	人 2,746.5 (2,806.5)	人 174.5 (162.0)	人 98 (91)	人 43 (51)	人 814 (754)	人 301 (283)	人 1,203.5 (1,128.5)	人 128.5 (97.5)	人 740 (550)	人 133 (339)	人 806.5 (719.5)	人 168.0 (127.0)

注 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E欄、③E欄及び④E欄の計である。

2 ②A欄の重度身体障害者、③A欄の重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてそれぞれE欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、②～④D欄の身体、知的、精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしてE欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分としてカウントしている。

3 ②A欄・C欄、③A欄・C欄及び④C欄は、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②B欄・D欄、③B欄・D欄及び④D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 ④C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成29年6月2日以降に採用された者であること。

②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること。

5 ④D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 ②F欄、③F欄及び④F欄の「うち新規雇用分」とは、令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

7 () 内は、令和3年6月1日現在の数値である。

2 企業規模別の雇用状況

(1) 概要

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定の 基礎とな る労働者 数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇 用率達 成企業 の数	⑥ 法定雇 用率達 成企業 の割合	
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者である 短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並び に精神障 害である 短時間 労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新 規雇用 分			
規模計 人	企業 1,321 (1,325)	人 192,544.5 (192,911.5)	人 822 (821)	人 188 (191)	人 2,623 (2,429)	人 603 (785)	人 4,756.5 (4,654.5)	人 471.0 (386.5)	% 2.47 (2.41)	企業 757 (749)	% 57.3 (56.5)
43.5～ 100未満	696 (708)	44,597.0 (45,229.5)	176 (154)	59 (56)	646 (617)	248 (299)	1,181.0 (1,130.5)	125.0 (98.5)	2.65 (2.50)	370 (374)	53.2 (52.8)
100～ 300未満	481 (476)	70,646.5 (70,718.5)	304 (314)	80 (82)	1,074 (1,008)	243 (314)	1,883.5 (1,875.0)	180.5 (165.0)	2.67 (2.65)	310 (305)	64.4 (64.1)
300～ 500未満	86 (81)	28,110.5 (26,706.0)	126 (116)	17 (19)	362 (297)	56 (73)	659.0 (584.5)	84.5 (59.5)	2.34 (2.19)	48 (41)	55.8 (50.6)
500～ 1000未満	48 (49)	28,245.5 (28,967.5)	109 (119)	28 (25)	322 (293)	52 (83)	594.0 (597.5)	44.5 (24.5)	2.10 (2.06)	25 (24)	52.1 (49.0)
1,000以上	10 (11)	20,945.0 (21,290.0)	107 (118)	4 (9)	219 (214)	4 (16)	439.0 (467.0)	36.5 (39.0)	2.10 (2.19)	4 (5)	40.0 (45.5)

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者 の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		A. 重度身 体障害 者	B. 重度身 体障害 者である 短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者	D. 重度以 外の身 体障害 者である 短时 間労働 者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち 新規 雇用 分	A. 重度 知的 障害 者	B. 重度 知的 障害 者である 短時 間労働 者	C. 重度 以外の 知的 障害 者	D. 重度 以外の 知的 障害 者である 短時 間労働 者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち 新規 雇用 分	C. 精神障 害者	D. 精神障 害者で ある短 時間労 働者	E. 計 $C + D \times 0.5$	F. うち 新規 雇用 分
規模計 人	人 4,756.5 (4,654.5)	人 724 (730)	人 145 (140)	人 1,069 (1,125)	人 169 (163)	人 2,746.5 (2,806.5)	人 174.5 (162.0)	人 98 (91)	人 43 (51)	人 814 (754)	人 301 (283)	人 1,203.5 (1,128.5)	人 128.5 (97.5)	人 740 (550)	人 133 (339)	人 806.5 (719.5)	人 168.0 (127.0)
43.5～ 100未満	1,181.0 (1,130.5)	154 (138)	41 (36)	246 (273)	50 (44)	620.0 (607.0)	*** (16)	22 (16)	18 (20)	190 (181)	130 (119)	317.0 (292.5)	*** (163)	210 (136)	68 (136)	244.0 (231.0)	*** (231.0)
100～ 300未満	1,883.5 (1,875.0)	251 (260)	64 (63)	398 (432)	78 (71)	1,003.0 (1,050.5)	*** (54)	53 (54)	16 (19)	405 (380)	129 (120)	591.5 (567.0)	*** (196)	271 (123)	36 (123)	289.0 (257.5)	*** (257.5)
300～ 500未満	659.0 (584.5)	123 (114)	15 (15)	163 (147)	19 (19)	433.5 (399.5)	*** (2)	3 (2)	2 (4)	115 (95)	22 (22)	134.0 (114.0)	*** (88)	84 (55)	15 (32)	91.5 (71.0)	*** (71.0)
500～ 1000未満	594.0 (597.5)	96 (116)	21 (21)	147 (149)	19 (24)	369.5 (414.0)	*** (3)	13 (3)	7 (4)	73 (56)	20 (19)	116.0 (75.5)	*** (88)	102 (40)	13 (40)	108.5 (108.0)	*** (108.0)
1,000以上	439.0 (467.0)	100 (102)	4 (5)	115 (124)	3 (5)	320.5 (335.5)	*** (16)	7 (16)	0 (4)	31 (42)	0 (3)	45.0 (79.5)	*** (48)	73 (48)	1 (8)	73.5 (52.0)	*** (52.0)

3 産業別の雇用状況

(1) 概要

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定の 基礎とな る労働者 数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇 用率達 成企業 の数	⑥ 法定雇 用率達 成企業 の割合	
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	C. 重度以 外の身 体障害 者及び 重度知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並び に精神障 害者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$				
産業計	企業 1,321 (1,325)	人 192,544.5 (192,911.5)	人 822 (821)	人 188 (191)	人 2,623 (2,429)	人 603 (785)	人 4,756.5 (4,654.5)	人 471.0 (386.5)	% 2.47 (2.41)	企業 757 (749)	% 57.3 (56.5)
農業、林業、 漁業、鉱業	8 (7)	565.5 (508.5)	1 (1)	0 (0)	9 (7)	0 (0)	11.0 (9.0)	1.0 (0.0)	1.95 (1.77)	7 (5)	87.5 (71.4)
建設業	51 (52)	5,343.5 (5,217.5)	26 (26)	0 (0)	58 (54)	1 (0)	110.5 (106.0)	7.0 (11.0)	2.07 (2.03)	27 (30)	52.9 (57.7)
製造業	255 (259)	47,719.5 (47,453.5)	218 (221)	18 (17)	620 (578)	24 (61)	1,086.0 (1,067.5)	88.0 (88.0)	2.28 (2.25)	162 (158)	63.5 (61.0)
情報通信業	31 (28)	3,863.5 (4,147.5)	13 (11)	0 (0)	27 (29)	1 (1)	53.5 (51.5)	9.0 (0.0)	1.38 (1.24)	8 (9)	25.8 (32.1)
運輸業、 郵便業	76 (73)	8,280.0 (7,955.0)	35 (33)	5 (3)	150 (137)	15 (24)	232.5 (218.0)	19.5 (15.0)	2.81 (2.74)	43 (39)	56.6 (53.4)
卸売業、 小売業	187 (190)	30,458.5 (31,174.5)	93 (97)	40 (41)	324 (287)	101 (115)	600.5 (579.5)	65.5 (36.0)	1.97 (1.86)	84 (76)	44.9 (40.0)
金融業、 保険業	13 (14)	4,255.5 (4,346.0)	18 (20)	0 (0)	38 (33)	1 (2)	74.5 (74.0)	5.0 (6.5)	1.75 (1.70)	4 (5)	30.8 (35.7)
不動産業、 物品賃貸業	21 (23)	2,024.0 (2,098.5)	9 (7)	1 (2)	17 (12)	1 (3)	36.5 (29.5)	8.5 (2.0)	1.80 (1.41)	9 (9)	42.9 (39.1)
宿泊業、 飲食サービス業	36 (37)	3,927.0 (3,894.5)	16 (14)	6 (8)	52 (55)	15 (21)	97.5 (101.5)	12.5 (11.5)	2.48 (2.61)	18 (22)	50.0 (59.5)
生活関連 サービス業、 娯楽業	29 (35)	4,782.5 (5,631.5)	24 (24)	7 (7)	100 (109)	15 (19)	162.5 (173.5)	11.0 (9.5)	3.40 (3.08)	14 (17)	48.3 (48.6)
教育・学習 支援業	38 (39)	3,773.5 (3,810.5)	21 (22)	3 (2)	20 (25)	1 (1)	65.5 (71.5)	1.0 (5.0)	1.74 (1.88)	17 (19)	44.7 (48.7)
医療・福祉	428 (424)	53,977.5 (53,358.0)	277 (268)	83 (83)	888 (803)	378 (454)	1,714.0 (1,649.0)	177.0 (132.0)	3.18 (3.09)	291 (290)	68.0 (68.4)
複合サービス業	28 (28)	7,808.0 (7,897.0)	24 (29)	3 (1)	103 (102)	5 (4)	156.5 (163.0)	12.5 (14.5)	2.00 (2.06)	8 (7)	28.6 (25.0)
サービス業 (他に分類さ れないもの)	101 (95)	14,190.0 (13,744.0)	43 (43)	22 (27)	210 (188)	44 (76)	340.0 (339.0)	49.5 (53.5)	2.40 (2.47)	60 (55)	59.4 (57.9)
その他（上記 以外の産業）	19 (21)	1,576.0 (1,675.0)	4 (5)	0 (0)	7 (10)	1 (4)	15.5 (22.0)	4.0 (2.0)	0.98 (1.31)	5 (8)	26.3 (38.1)

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者 の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		A. 重度身 体障害 者	B. 重度身 体障害 者である 短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者	D. 重度以 外の身 体障害 者である 短時 間労働 者	E. 計 $A \times 2$ $+ B +$ $C + D$ $\times 0.5$	F. うち 新規 雇用 分	A. 重度知 的障害 者	B. 重度知 的障害 者である 短時 間労働 者	C. 重度以 外の知 的障害 者	D. 重度以 外の知 的障害 者である 短時 間労働 者	E. 計 $A \times 2$ $+ B +$ $C + D$ $\times 0.5$	F. うち 新規 雇用 分	C. 精神障 害者	D. 精神障 害者で ある短 時間労 働者	E. 計 $C + D$ $\times 0.5$	F. うち 新規 雇用 分
産業計	人 4,756.5 (4,654.5)	人 724 (730)	人 145 (140)	人 1,069 (1,125)	人 169 (163)	人 2,746.5 (2,806.5)	人 174.5 (162.0)	人 98 (91)	人 43 (51)	人 814 (754)	人 301 (283)	人 1,203.5 (1,128.5)	人 128.5 (97.5)	人 740 (550)	人 133 (339)	人 806.5 (719.5)	人 168.0 (127.0)
農業、林業、漁業、鉱業	11.0 (9.0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	5.0 (5.0)	***	0 (0)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	4.0 (2.0)	***	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	***
建設業	110.5 (106.0)	26 (26)	0 (0)	34 (32)	0 (0)	86.0 (84.0)	***	0 (0)	0 (0)	6 (2)	0 (0)	6.0 (2.0)	***	18 (20)	1 (0)	18.5 (20.0)	***
製造業	1,086.0 (1,067.5)	209 (213)	17 (15)	277 (291)	10 (13)	717.0 (738.5)	***	9 (8)	1 (2)	186 (168)	9 (9)	209.5 (190.5)	***	157 (119)	5 (39)	159.5 (138.5)	***
情報通信業	53.5 (51.5)	13 (11)	0 (0)	12 (13)	1 (1)	38.5 (35.5)	***	0 (0)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	5.0 (4.0)	***	10 (12)	0 (0)	10.0 (12.0)	***
運輸業、郵便業	232.5 (218.0)	35 (33)	4 (2)	78 (75)	3 (4)	153.5 (145.0)	***	0 (0)	1 (1)	45 (47)	9 (10)	50.5 (53.0)	***	27 (15)	3 (10)	28.5 (20.0)	***
卸売業、小売業	600.5 (579.5)	76 (83)	34 (31)	115 (135)	37 (32)	319.5 (348.0)	***	17 (14)	6 (10)	131 (102)	47 (44)	194.5 (162.0)	***	78 (50)	17 (39)	86.5 (69.5)	***
金融業、保険業	74.5 (74.0)	18 (20)	0 (0)	27 (25)	1 (2)	63.5 (66.0)	***	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	***	11 (8)	0 (0)	11.0 (8.0)	***
不動産業、物品賃貸業	36.5 (29.5)	9 (7)	1 (1)	10 (9)	1 (0)	29.5 (24.0)	***	0 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	3.0 (1.5)	***	4 (3)	0 (2)	4.0 (4.0)	***
宿泊業、飲食サービス業	97.5 (101.5)	10 (9)	5 (6)	24 (27)	6 (5)	52.0 (53.5)	***	6 (5)	1 (2)	19 (21)	7 (7)	35.5 (36.5)	***	9 (7)	2 (9)	10.0 (11.5)	***
生活関連サービス業、娯楽業	162.5 (173.5)	17 (19)	3 (3)	19 (31)	3 (4)	57.5 (74.0)	***	7 (5)	4 (4)	64 (64)	8 (7)	86.0 (81.5)	***	17 (14)	4 (8)	19.0 (18.0)	***
教育・学習支援業	65.5 (71.5)	18 (22)	3 (2)	17 (19)	0 (1)	56.0 (65.5)	***	3 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (0)	7.5 (2.0)	***	2 (4)	0 (0)	2.0 (4.0)	***
医療・福祉	1,714.0 (1,649.0)	222 (211)	55 (56)	324 (340)	76 (71)	861.0 (853.5)	***	55 (57)	28 (27)	290 (283)	208 (192)	532.0 (520.0)	***	274 (180)	94 (191)	321.0 (275.5)	***
複合サービス業	156.5 (163.0)	24 (29)	3 (1)	35 (36)	3 (3)	87.5 (96.5)	***	0 (0)	0 (0)	13 (11)	2 (1)	14.0 (11.5)	***	55 (55)	0 (0)	55.0 (55.0)	***
サービス業(他に分類されないもの)	340.0 (339.0)	42 (41)	20 (23)	90 (85)	27 (27)	207.5 (203.5)	***	1 (2)	2 (4)	47 (48)	10 (12)	56.0 (62.0)	***	73 (55)	7 (37)	76.5 (73.5)	***
その他(上記以外の産業)	15.5 (22.0)	4 (5)	0 (0)	4 (4)	1 (0)	12.5 (14.0)	***	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	***	3 (6)	0 (4)	3.0 (8.0)	***

(3) 製造業における雇用状況（概要）

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定の 基礎とな る労働者 数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇 用率達 成企業 の数	⑥ 法定雇 用率達 成企業 の割合	
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者である 短时 间劳动 者	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以外 の身体障 害者及び 知的障害 者並びに 精神障害 者である 短时间劳动 者	E. 计 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新 規雇用 分			
製造業計	企業 255 (259)	人 47,719.5 (47,453.5)	人 218 (221)	人 18 (17)	人 620 (578)	人 24 (61)	人 1,086.0 (1,067.5)	人 88.0 (88.0)	% 2.28 (2.25)	企業 162 (158)	% 63.5 (61.0)
食料品・ たばこ	62 (59)	7,903.5 (7,636.0)	26 (28)	9 (6)	134 (129)	13 (24)	201.5 (203.0)	13.0 (14.5)	2.55 (2.66)	43 (39)	69.4 (66.1)
繊維・衣服	9 (11)	1,037.5 (1,205.5)	5 (5)	1 (1)	18 (19)	1 (3)	29.5 (31.5)	1.0 (5.0)	2.84 (2.61)	8 (9)	88.9 (81.8)
木材・家具	11 (12)	922.0 (992.0)	1 (1)	1 (1)	9 (10)	0 (0)	12.0 (13.0)	1.0 (1.0)	1.30 (1.31)	4 (5)	36.4 (41.7)
パルプ・ 紙・印刷	14 (16)	1,238.0 (1,345.0)	7 (6)	0 (0)	12 (11)	1 (0)	26.5 (23.0)	1.0 (0.0)	2.14 (1.71)	8 (8)	57.1 (50.0)
化学工業	21 (21)	4,411.5 (4,343.0)	18 (17)	1 (2)	68 (61)	0 (6)	105.0 (100.0)	15.0 (15.0)	2.38 (2.30)	13 (13)	61.9 (61.9)
窯業・土石	12 (13)	1,617.5 (1,661.5)	3 (3)	0 (0)	30 (22)	0 (0)	36.0 (28.0)	9.0 (2.0)	2.23 (1.69)	7 (6)	58.3 (46.2)
鉄鋼	1 (1)	45.0 (44.5)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)	4.44 (4.49)	1 (1)	100.0 (100.0)
非鉄金属	2 (2)	805.0 (900.5)	5 (7)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	17.0 (21.0)	0.0 (0.0)	2.11 (2.33)	1 (1)	50.0 (50.0)
金属製品	27 (26)	3,060.5 (2,954.5)	18 (15)	0 (0)	33 (26)	1 (2)	69.5 (57.0)	4.5 (5.0)	2.27 (1.93)	15 (12)	55.6 (46.2)
電気機械	26 (29)	11,423.5 (11,353.0)	56 (61)	0 (0)	116 (117)	4 (12)	230.0 (245.0)	9.5 (9.0)	2.01 (2.16)	14 (16)	53.8 (55.2)
その他機械	44 (44)	9,992.0 (9,900.0)	59 (57)	2 (2)	121 (108)	1 (8)	241.5 (228.0)	27.0 (25.5)	2.42 (2.30)	30 (29)	68.2 (65.9)
その他	26 (25)	5,263.5 (5,118.0)	20 (21)	4 (5)	70 (66)	3 (6)	115.5 (116.0)	7.0 (11.0)	2.19 (2.27)	18 (19)	69.2 (76.0)

(4) 製造業における障害種別雇用状況

区分	① 障害者 の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数		
		A. 重度身 体障害 者	B. 重度身 体障害 者である 短時間労 働者	C. 重度以 外の身 体障害 者	D. 重度以 外の身 体障害 者である 短時間労 働者	E. 計 $A \times 2$ $+ B +$ $C + D$ $\times 0.5$	A. 重度知 的障害 者	B. 重度知 的障害 者である 短時間労 働者	C. 重度以 外の知 的障害 者	D. 重度以 外の知 的障害 者である 短時間労 働者	E. 計 $A \times 2$ $+ B +$ $C + D$ $\times 0.5$	C. 精神障 害者	D. 精神障 害者で ある短 時間労 働者	E. 計 $C + D$ $\times 0.5$
製造業計	人 1,086.0 (1,067.5)	人 209 (213)	人 17 (15)	人 277 (291)	人 10 (13)	人 717.0 (738.5)	人 9 (8)	人 1 (2)	人 186 (168)	人 9 (9)	人 209.5 (190.5)	人 157 (119)	人 5 (39)	人 159.5 (138.5)
食料品・ たばこ	201.5 (203.0)	23 (25)	9 (6)	33 (40)	4 (6)	90.0 (99.0)	3 (3)	0 (0)	77 (72)	8 (6)	87.0 (81.0)	24 (17)	1 (12)	24.5 (23.0)
繊維工業	29.5 (31.5)	4 (4)	1 (1)	7 (8)	0 (1)	16.0 (17.5)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	9.0 (9.0)	4 (4)	1 (2)	4.5 (5.0)
木材・家具	12.0 (13.0)	1 (1)	1 (1)	5 (5)	0 (0)	8.0 (8.0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	3.0 (4.0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)
パルプ・ 紙・印刷	26.5 (23.0)	7 (6)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	20.0 (18.0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	3 (3)	1 (0)	3.5 (3.0)
化学工業	105.0 (100.0)	16 (16)	1 (1)	21 (23)	0 (0)	54.0 (56.0)	2 (1)	0 (1)	14 (12)	0 (0)	18.0 (15.0)	33 (26)	0 (6)	33.0 (29.0)
窯業・土石	36.0 (28.0)	2 (2)	0 (0)	18 (15)	0 (0)	22.0 (19.0)	1 (1)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	9.0 (7.0)	5 (2)	0 (0)	5.0 (2.0)
鉄鋼	2.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
非鉄金属	17.0 (21.0)	5 (7)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	13.0 (18.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)
金属製品	69.5 (57.0)	17 (14)	0 (0)	16 (12)	1 (0)	50.5 (40.0)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	9.0 (9.0)	10 (7)	0 (2)	10.0 (8.0)
電気機械	230.0 (245.0)	56 (61)	0 (0)	83 (87)	1 (2)	195.5 (210.0)	0 (0)	0 (0)	12 (13)	1 (1)	12.5 (13.5)	21 (17)	2 (9)	22.0 (21.5)
その他機械	241.5 (228.0)	58 (56)	1 (1)	52 (56)	1 (1)	169.5 (169.5)	1 (1)	1 (1)	36 (29)	0 (1)	39.0 (32.5)	33 (23)	0 (6)	33.0 (26.0)
その他	115.5 (116.0)	20 (21)	4 (5)	31 (33)	3 (3)	76.5 (81.5)	0 (0)	0 (0)	19 (17)	0 (1)	19.0 (17.5)	20 (16)	0 (2)	20.0 (17.0)

4 民間企業における雇用状況の推移

年 度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
企業数	983	1,112	1,125	1,131	1,153	1,182	1,292	1,317	1,289	1,325	1,321
雇用状況 (人)	常用労働者数	167,380.0	171,634.0	169,741.5	172,027.5	173,634.0	185,250.5	191,304.0	193,167.0	193,123.0	192,911.5
	障害者数	3,305.0	3,574.0	3,625.0	3,774.5	3,796.5	4,145.0	4,299.5	4,483.5	4,534.5	4,654.5
雇用率 (%)	熊本県	1.97	2.08	2.14	2.19	2.19	2.24	2.25	2.32	2.35	2.41
	全 国	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20
達成企業の割合 (%)	熊本県	54.4	51.5	52.7	56.3	57.4	58.9	55.0	56.9	58.8	56.5
	全 国	46.8	42.7	44.7	47.2	48.8	50.0	45.9	48.0	48.6	47.0
											48.3

注 1 法定雇用率の推移

昭和62年以前～1.5%、昭和63年4月～1.6%、平成10年7月～1.8%、平成25年4月～2.0%、平成30年4月～2.2%、
令和3年3月～2.3%の法定雇用率となっている

2 算定対象となる障害者の推移

～昭和62年 …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 昭和63年～ …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
 平成5年～ …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者
 平成18年～ …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者（短時間労働者は0.5カウント）
 平成23年～ …… 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
 平成30年～ …… 精神障害者である短時間労働者であって、要件に該当する者に限り1人分とカウント

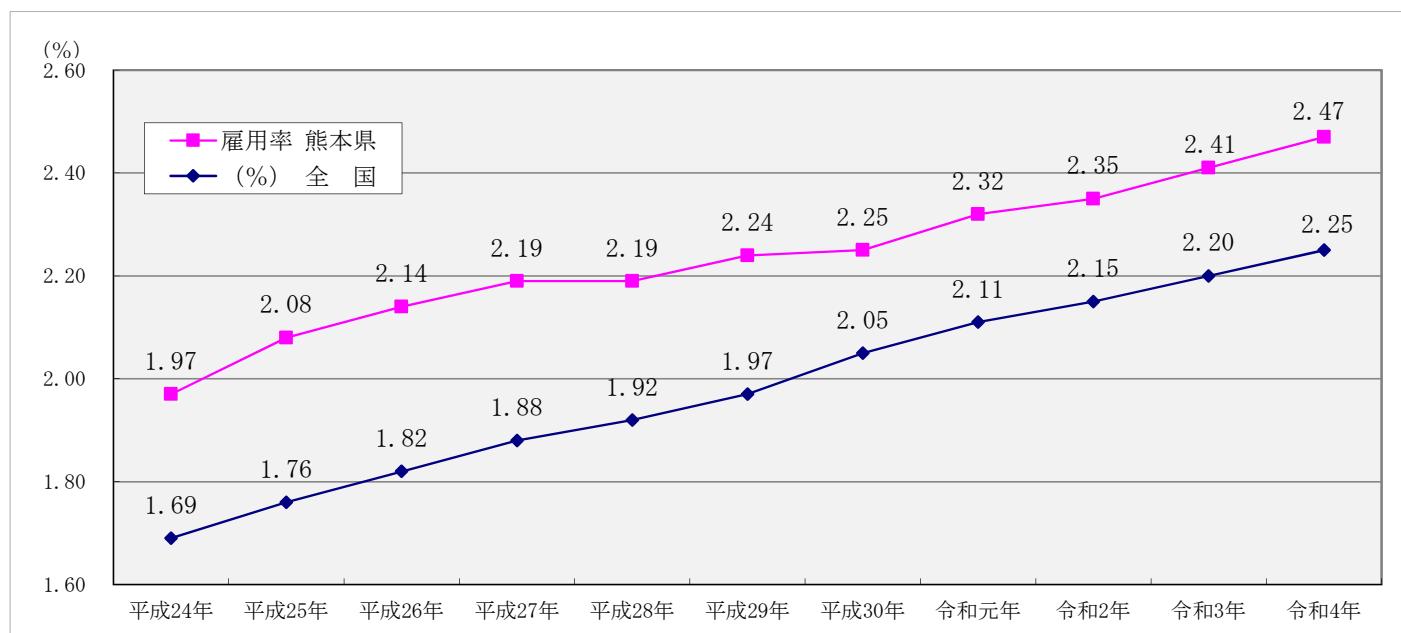
3 調査対象企業の推移

昭和63年～ …… 常用労働者数63人以上規模の企業
 平成11年～ …… 常用労働者数56人以上規模の企業
 平成25年～ …… 常用労働者数50人以上規模の企業
 平成30年～ …… 常用労働者数45.5人以上規模の企業
 令和3年～ …… 常用労働者数43.5人以上規模の企業

4 常用労働者の範囲

平成23年～ …… 常用労働者に短時間労働者（週20時間以上30時間未満）を含める。（0.5カウント）

民間企業の障害者実雇用率の推移



II 地方公共団体等における在職状況

1 県の機関（法定雇用率2.6%）

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. うち3年以内精神障害者である短時間勤務職員	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$				
機関計	機関数 4 (4)	人 5,399.5 (5,392.0)	人 40 (38)	人 12 (12)	人 52 (52)	人 21 (18)	人 6 (6)	人 157.5 (152.0)	人 13.5 (7.5)	% 2.92 (2.82)	機関 4 (4)	% 100.0 (100.0)

注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとして③F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしてカウントを行い、③F欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者のうち「雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者、かつ、令和5年3月31日までに雇入れられ精神障害者保健福祉手帳を取得した者」については、1人とカウントする。

3 ③A欄・C欄は1週間の所定勤務時間が30時間以上の勤務者であり、③B欄・D欄は1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の勤務者である。

4 ③G欄の「うち新規雇用分」とは、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

5 () 内は、令和3年6月1日現在の数値である。

2 市町村（教育委員会含む）の機関（法定雇用率2.6%）

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. うち3年以内精神障害者である短時間勤務職員	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$				
機関計	機関数 63 (63)	人 20,892.0 (20,693.0)	人 115 (111)	人 18 (21)	人 242 (240)	人 47 (46)	人 12 (12)	人 519.5 (512.0)	人 33.5 (33.5)	% 2.49 (2.47)	機関 42 (47)	% 66.7 (74.6)
市町村	56 (56)	20,324.5 (20,132.0)	114 (110)	16 (19)	234 (232)	43 (42)	12 (12)	505.5 (498.0)	32.5 (30.0)	2.49 (2.47)	36 (41)	64.3 (73.2)
市町村 教育委員会	7 (7)	567.5 (561.0)	1 (1)	2 (2)	8 (8)	4 (4)	0 (0)	14.0 (14.0)	1.0 (3.5)	2.47 (2.50)	6 (6)	85.7 (85.7)

注 II 1の表と同じ。

3 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会（法定雇用率2.5%）

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定の 基礎とな る職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用 率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇 用率達 成機関 の数	⑥ 法定雇 用率達 成機関 の割合	
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	C. 重度以 外の身 体障害 者及び 重度知 的障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者である 短時間勤 務職員	E. うち3 年以内 精神障 害者で ある短 時間勤 務職員	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$	G. うち新 規雇用 分			
機関計	機関数 2 (2)	人 13,557.0 (13,523.0)	人 70 (73)	人 27 (29)	人 130 (126)	人 108 (110)	人 41 (53)	人 371.5 (382.5)	人 40.5 (73.0)	% 2.74 (2.83)	機関 2 (2)	% 100.0 (100.0)

注 II 1の表と同じ。

4 特殊法人等（法定雇用率2.6%）

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定の 基礎とな る労働者 数	③ 障害者の数						④ 実雇用 率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇 用率達 成機関 の数	⑥ 法定雇 用率達 成機関 の割合	
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	C. 重度以 外の身 体障害 者及び 重度知 的障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者である 短時間労 働者	E. うち3 年以内 精神障 害者で ある短 時間労 働者	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$	G. うち新 規雇用 分			
機関計	機関数 3 (3)	人 3,249.0 (3,207.0)	人 37.0 (36)	人 0.0 (1)	人 15.0 (15)	人 2.0 (4)	人 1.0 (0)	人 90.5 (90.0)	人 2.0 (7.0)	% 2.79 (2.81)	機関 3 (3)	% 100.0 (100.0)

注 II 1の表と同じ。

5 地方公共団体等における障害種別雇用状況

① 障害者 の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
	A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者で ある短時 間職員	C. 重度以外 の身体障 害者	D. 重度以外 の身体障 害者であ る短時間 職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分	A. 重度知的 障害者	B. 重度知的 障害者で ある短时 間職員	C. 重度以外 の知的障 害者	D. 重度以外 の知的障 害者であ る短时间 職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分	C. 精神障害 者	D. 精神障害 者である 短時間職 員	E. うち3年 以内	F. 計 $C + (D - E) \times 0.5 + E$	G. うち新規 雇用分
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
1,139.0	241	57	297	67	869.5	57.0	21	0	32	29	88.5	7.5	110	82	60	181.0	25.0
(1,136.5)	(237)	(63)	(296)	(73)	(869.5)	(47.5)	(21)	(0)	(31)	(24)	(85.0)	(15.5)	(106)	(81)	(71)	(182.0)	(59.0)

注 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E欄、③E欄及び④F欄の計である。

2 ②A欄の重度身体障害者、③A欄の重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてそれぞれE欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、②D欄、③D欄及び④D欄の短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして②E欄、③E欄及び④F欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

ただし、④E欄の「雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者については、1人とカウントする。

3 ②A欄・C欄、③A欄・C欄及び④C欄は、1週間の所定勤務時間が30時間以上の勤務者であり、②B欄及びD欄、③B欄及びD欄、及び④D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の勤務者である。

4 ②F欄、③F欄及び④G欄の「うち新規雇用分」とは、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者の数である。

5 () 内は、令和3年6月1日現在の数値である。

III 公的機関等の状況

1 県の機関（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	5,399.5	157.5	2.92	0.0	
熊本県知事部局	4,783.0	141.0	2.95	0.0	
熊本県企業局	44.0	1.5	3.41	0.0	
熊本県病院局	59.5	1.0	1.68	0.0	
熊本県警察本部	513.0	14.0	2.73	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数・知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間以外の重度身体障害者・重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者のうち「雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者、かつ、令和5年3月31日までに雇入れられ精神障害者保健福祉手帳を取得した者」については、1人とカウントする。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

2 市町村の教育委員会（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	567.5	14.0	2.47	1.0	
水俣市教育委員会	93.0	2.0	2.15	0.0	
菊池市教育委員会	161.0	4.0	2.48	0.0	
山都町教育委員会	79.0	2.0	2.53	0.0	
和水町教育委員会	45.0	1.5	3.33	0.0	
益城町教育委員会	69.0	2.5	3.62	0.0	
御船町教育委員会	77.0	2.0	2.60	0.0	
多良木町教育委員会	43.5	0.0	0.00	1.0	9月28日時点で基礎となる職員数44.0人、障害者数1.0人、実雇用率2.27%、不足数0.0人となっている。

注 III1の表と同じ。

3 市町村（教育委員会除く）の機関（法定雇用率2.6%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
合 計	20,324.5	505.5	2.49	41.0	
1 熊本市	4,992.5	133.5	2.67		
2 八代市	1,402.0	40.0	2.85		特例認定あり（教育委員会・水道局含む）
3 人吉市	416.0	13.0	3.13		特例認定あり（教育委員会含む）
4 荒尾市	409.0	9.0	2.20	1.0	特例認定あり（教育委員会・企業局・監査委員事務局含む）
5 水俣市	288.0	6.0	2.08	1.0	
6 玉名市	643.0	14.0	2.18	2.0	特例認定あり（教育委員会含む）
7 天草市	1,212.5	35.0	2.89		特例認定あり（教育委員会含む）
8 山鹿市	723.5	20.0	2.76		特例認定あり（教育委員会含む）
9 菊池市	523.0	9.0	1.72	4.0	
10 宇土市	363.0	9.5	2.62		特例認定あり（教育委員会・監査委員事務局含む）
11 上天草市	515.0	8.0	1.55	5.0	特例認定あり（教育委員会含む）
12 宇城市	557.5	13.5	2.42	0.5	特例認定あり（教育委員会・議会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局含む）7月11日時点で基礎となる職員数559.0人、障害者数14.0人、実雇用率2.50%、不足数0.0人となっている。
13 合志市	481.5	14.5	3.01		特例認定あり（教育委員会含む）
14 阿蘇市	360.0	8.0	2.22	1.0	特例認定あり（水道局、教育委員会含む）11月1日時点で基礎となる職員数361.0人、障害者数9.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている。
15 美里町	132.0	3.0	2.27		
16 玉東町	74.0	0.0	0.00	1.0	
17 和水町	186.0	6.0	3.23		
18 南関町	159.5	3.0	1.88	1.0	特例認定あり（教育委員会含む）
19 長洲町	128.5	7.0	5.45		
20 大津町	359.5	10.0	2.78		特例認定あり（教育委員会含む）
21 菊陽町	229.5	8.0	3.49		
22 南小国町	112.5	2.0	1.78		
23 小国町	127.0	3.5	2.76		
24 産山村	68.5	0.0	0.00	1.0	
25 高森町	145.5	4.0	2.75		
26 南阿蘇村	151.0	3.0	1.99		
27 西原村	98.0	2.0	2.04		
28 御船町	208.0	5.0	2.40		
29 嘉島町	127.0	3.0	2.36		
30 益城町	330.0	3.5	1.06	4.5	
31 甲佐町	130.5	2.0	1.53	1.0	7月4日時点で基礎となる職員数130.5人、障害者数3.0人、実雇用率2.30%、不足数0.0人となっている。
32 山都町	331.5	9.0	2.71		
33 水川町	195.5	5.0	2.56		
34 芦北町	210.5	6.0	2.85		
35 津奈木町	119.0	4.5	3.78		
36 錦町	149.0	5.0	3.36		
37 あさぎり町	209.0	5.0	2.39		
38 多良木町	114.0	4.0	3.51		
39 湯前町	68.0	3.0	4.41		
40 水上村	59.0	1.0	1.69		
41 相良村	64.5	0.0	0.00	1.0	7月20日時点で基礎となる職員数61.0人、障害者数1.0人、実雇用率1.64%、不足数0.0人となっている。
42 五木村	55.0	0.0	0.00	1.0	
43 山江村	80.0	2.0	2.50		
44 球磨村	130.5	4.0	3.07		
45 苓北町	87.0	0.0	0.00	2.0	
46 熊本市交通局	76.5	2.0	2.61		
47 熊本市上下水道局	453.5	12.5	2.76		
48 熊本市病院局	428.0	12.5	2.92		
49 荒尾市民病院	348.5	9.0	2.58		
50 天草市病院事業部	256.0	4.0	1.56	2.0	
51 山鹿市民医療センター	175.0	3.0	1.71	1.0	
52 阿蘇医療センター	92.5	0.0	0.00	2.0	
53 和水町立病院	47.0	1.0	2.13		
54 上天草総合病院	154.0	5.0	3.25		
55 国保水俣市立総合医療センター	439.0	6.0	1.37	5.0	
56 球磨郡公立多良木病院事業団	328.5	4.0	1.22	4.0	

注 III1の表と同じ。

4 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	13,557.0	371.5	2.74	0.0	
熊本県教育委員会	9,609.0	271.0	2.82	0.0	
熊本市教育委員会	3,948.0	100.5	2.55	0.0	

注 III1の表と同じ。

5 特殊法人等（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	3,249.0	90.5	2.79	0.0	
国立大学法人熊本大学	2,567.0	73.0	2.84	0.0	
地方独立行政法人 くまもと県北病院機構	562.0	14.5	2.58	0.0	
公立大学法人 熊本県立大学	120.0	3.0	2.50	0.0	

注 III1の表と同じ。